

[総合地域研究所 令和元年度「共同研究」]

出入国管理及び難民認定法改正と 千葉県における外国人犯罪

研究代表者：覚正 豊和（敬愛大学国際学部教授）

共同研究員：村木 保久（目白大学非常勤講師）

はじめに

2019年4月、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」（以下、「入管法」という）および関連法が施行された。2018年12月8日、第197回国会（臨時会）において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布され（平成30年法律第102号）、本年4月1日から施行されることになった。

今回の改正で注目すべき点は、出入国在留管理庁の設置等のほか、新たに在留資格として「特定技能1号」および「特定技能2号」が設けられたことである（「入管法」2条の2）。周知のようにその目的がいわゆる人手不足の解消にあることは、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（「入管法」2条の3）において基本方針として定める事項のなかに「人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項」（同2条2項）とあることから明らかである。さらに、法務省入国管理局（現、入国在留管理庁）の受け入れ機関向け配布物には「今回の制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。」¹⁾とあり、その詳細は後に詳しく述べるが、特定技能資格による在留資格にもとづく外国人労働者について、初年度は最大約4万7,000人²⁾を、5年間で最大34万5,150人³⁾の受け入れを予定しているという。

他方、不法残留に限ってみてみると、6万6,498人の在留者がいるとされているが⁴⁾、2017年に強制退去の処分を受けた者は6,372人である。統計年のずれはあるとしても、わが国には、不法残留をしている外国人が多数いるといえよう。そのような不法残留者が、本来、正当に就労する機会を得ることはできないはずであるから、劣悪な労働条件での就労や反社会的な集団に属することも危惧されよう。そのように現状を鑑み、本改正により多数の外国人を労働者として受け入れることは、出入国および残留する外国人について適切に対応するだけの能力や制度が整っているかどうかは問題になるといえるだろう。

そこで、このような状況を踏まえ、今回の入管法改正が、とりわけ同法違反の犯罪にどのような影響があるのかについて、その論究を試みた。とくに「特定技能」制度の創設が、人手不足解消にあることは明らかであるから、この制度によって外国人の就労機会が増加することはいうまでもない。そうした在留資格を獲得する機会の増加によって、不法残留者の減少が期待できるのではないかと考えた。また、違法な資格外就労も減少することに

なると期待できるのではないかとも考えた。そして、私たちが注目したのは、「技能実習」制度との関連である。技能実習制度は、外国人がわが国で技能を習得し、その身につけた技能を母国（送出国）で生かして本人の生活基盤を形成するだけでなく、母国の経済発展さらに社会の安定的発展に寄与することが期待された制度である。しかしながら、しばしばマスコミ報道を通じて伝えられる技能実習制度の実態は、実質的には実習先で単に労働力として扱われ、その処遇も労働者でなく実習生という地位のために労働者としての基本的な権利も保障されていない状況にあるとされる（後述のように法律上は保護されるようになった）。そうした現状は、わが国に対する内外の感情を悪化させかねないばかりか、様々な問題をも引き起こしかねないものと憂慮される。このような技能実習制度における理念と実態との乖離を解消するためにも、今回の改正で創設された特定技能制度が一定の役割を果たすことが期待できるのではないだろうか。本稿はそうした視点から考察していきたい。

1 技能実習と特定技能1号

（1）技能実習制度

技能実習制度は、「入管法」およびその省令のもとで実施されてきた。しかし、2016年の技能実習制度の見直しに伴い、技能実習の基本法として、新たに「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）（以下「技能実習法」という）が制定された。その結果、技能実習に関する多くの部分が、「入管法」から同法のもとにおかれることになった。もっとも、先述したように、「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という）の移転による国際協力を推進することを目的とする。」（同法1条）という、技能実習に対する法律の基本的な立場に変わりはなく、さらにいえば、理念と現実との乖離から、その本来の目的を実現するために、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」（同法3条2）とさえ規定している。したがって、技能実習の在留資格での就労は認められているものの、それはあくまで技能等を習得するための教育の一環としての位置づけである。

ところで、技能実習制度は、企業単独型技能実習（技能実習イ）および団体監理型技能実習（技能実習ロ）の2つの類型が規定されている（「技能実習法」2条1項）。前者は「本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人…又は本邦の公私の機関と主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人が、技能等を修得するため、在留資格…をもって、これらの本邦の公私の機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。」（「技能実習法」2条2項1号）とされている。これに対して後者は「外国人が、技能等を修得するため、在留資格…をもって、本邦の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。」（「技能実習法」2条4項1号）とされている。

技能実習イおよび技能実習ロのいずれの類型も、1号、2号および3号があり、1号の在

留期間は「入管法」2条の2第3項にもとづく「出入国管理及び難民認定法施行規則」（以下「規則」という）において「一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間」（「規則」別表2）とされているが、通常1年であり、その技能自習期間のうち原則として当初2カ月は雇用関係のない講習期間、座学の期間であり、その後の期間が雇用関係のある実習期間となる。技能実習期間の技能実習イでは「日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施」⁵⁾とされ、技能実習ロでは、「非営利の管理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、参加の企業等で技能実習を実施」⁶⁾とされている。

技能実習2号については実習生の母国においてニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種に限り、かつ所定の技能検定等（基礎級等の学科試験および実技試験）に合格した者については、技能実習2号への在留資格変更の許可申請ができ、その実習期間は原則として2年とされる。なお、技能実習1号から2号への移行可能な技能実習、つまり移行対象となる技能実習の職種は81種145作業である⁷⁾。その移行実態は、聞き取り調査によれば、技能実習1号を終えた実習生はほぼ（または圧倒的多数）技能実習2号に移行するとのことである。

さらに、この技能実習2号を「良好に」終えた実習生は、つぎに述べる特定技能1号への在留資格変更の許可申請を申請する場合、同在留資格を取得するための試験が免除される。また、技能実習3号については、実習環境として技能実習3号の環境が整備されている職種であることや、実習生に技能検定3級等の能力が求められること、さらに監理団体および実習実施者が一定の明確な条件を充たし、優良であることと認められるものであることを要するなどの点はあるが、おおむね技能実習2号と同様の要件が要求されている（なお、技能実習2号から3号へ移行「できない」業種は2号へ移行可能な81職種のうち6職種だけである⁸⁾）。

技能実習はその対象技能とされる職種には、とくに定めはなく、農業・漁業などの第一次産業、建設業・製造業といった第二次産業および宿泊業・飲食サービス業といった第三次産業にいたるまでの多岐にわたっている。なお、技能実習の職種につき「職種がこの25年間で約60増えて計81種になった」⁹⁾とされている。

技能実習の在留資格で在留する外国人は2018年末、27万4,233人¹⁰⁾に上っている（なお、同年末の数値としては「技能実習生は32万8,360人に上り」¹¹⁾とするものもある）。さらに、2019年6月末には36万7,009人とされている¹²⁾。その内容を出入国在留管理局所在の都道府県を中心により具体的にみると、つぎのような状況にある。

宮城県で就労する技能実習生は、2019年10月末現在3,679人¹³⁾、資料¹⁴⁾によると、産業別の就労先としてはそのうち製造業が2,405人（技能実習生全体の65.4%）を占めている。技能実習生を含む外国人労働者の製造業の就労先については、製造業に就労する外国人労働者（全外国人労働者の37.8%が就労）のうち最多の78.6%が食品製造業に就労しており、製造業に就労する技能実習生の多くも当該分野で就労しているようである。実際、聞き取り調査によっても、製造業に就労する技能実習生のかなりの者が食料品製造業、とりわけ地域柄、水産加工（缶詰工場など）に就労しているとのことである。また、全産業の技能実習生3,676人のうち建設業などの第二次産業および宿泊業・飲食サービス業などの第三次産業に就労する者は3,399人なので、残る277人は「在留資格別・産業別外国人労働者数」の産業に現れておらず、かつ技能実習の対象とされている農業・林業（外国人労働者：102人）、漁

業（同：118人）などに就労しているものと思われる。

愛知県で就労する技能実習生は、2018年10月末現在2万8,335人¹⁵⁾で、2018年の都道府県別の外国人労働者数統計では、技能実習生の就労者数において全国第1位である¹⁶⁾。資料¹⁷⁾によると、産業別の就労先としては、製造業が1万9,302人（技能実習生全体の68.1%）を占めている。さらに、技能実習生を含む外国人労働者の製造業の就業先についても、製造業に就労する外国人労働者（全外国人労働者の46.3%が就労）のうち最多の38.4%が輸送用機械器具製造業に、ついで12.2%が食料品製造業に就労している。また、全産業の技能実習生2万8,335人のうち建設業などの第二次産業および宿泊業・飲食サービス業などの第三次産業に就労する者は2万5,723人なので、残る2,612人は「在留資格別・主な産業別外国人労働者数」の産業に現れておらず、かつ技能実習の対象とされている農業・林業（外国人労働者：1,635人）、漁業（同：12人）などに就労しているものと思われる。

大阪府で就労する技能実習生は、2019年10月末現在1万6,403人¹⁸⁾である。ただし、資料¹⁹⁾では、外国人労働者の属性ごとの産業別の就労先についての数値が明らかでないため、いかなる産業に何人の技能実習生が就労しているかは不明である。なお、同資料によれば、外国人労働者全体（9万72人）の就労先としては多い順に製造業（26.0%）、労働者派遣業などのサービス業（17.5%）、宿泊業・飲食サービス業（14.9%）などと就労先が分散している。

福岡県で就労する技能実習生は、2019年10月31日現在1万624人²⁰⁾である。資料²¹⁾によると、産業別の就業先としては、製造業が5,148人（技能実習生全体の48.5%）を占めている。福岡県では技能実習生の就労先として製造業の割合が上述した宮城県および愛知県に比べて低くなっている。さらに、技能実習生を含む外国人労働者の就労先として産業にもばらつきをみることができる。製造業が第1位であることはそれら二県と同様だが、その割合は21.1%であり、ついで卸売業・小売業の19.3%、サービス業の14.4%である。なお、製造業に就労する外国人労働者のうち、最多の51.5%が食料品製造業に就労している。また、全産業の技能実習生2万8,335人のうち建設業などの第二次産業および宿泊業・飲食サービス業などの第三次産業に就労する者は2万5,723人なので、残る2,612人は「在留資格別・主な産業別外国人労働者数」の産業に現れておらず、かつ技能実習の対象とされている農業・林業（外国人労働者：1,378人）、漁業（同：9人）などに就労しているものと思われる。

千葉県での状況はつぎのとおりである。千葉県で就労する技能実習生は2019年10月末現在1万1,988人²²⁾である。資料²³⁾によれば、産業別の就労先としては製造業が5,038人（技能実習生全体の42.0%）、ついで建設業が2,870人（同23.9%）を占めている。千葉県では、技能実習生を含む全外国人労働者についてみると、就労する外国人全体の21.1%（9,779人）が製造業に就労しているが、製造業のなかでもとりわけ食料品製造業に最多の51.5%が就労している。また、全産業の技能実習生1万1,988人のうち建設業などの第二次産業および宿泊業・飲食サービス業などの第三次産業に就労する者は9,488人なので、残る2,500人は「在留資格別・産業別外国人労働者数」の産業に現れておらず、かつ技能実習の対象とされている農業・林業（外国人労働者：1,378人）、漁業（同：9人）などに就労しているものと思われる。なお、聞き取り調査によっても、技能実習の就労先としては地域的条件から製造業としての水産加工業や農業が比較的多数であり、銚子周辺では農業・漁業関係に従事する技能実習者が多いということである。

(2) 特定技能制度

「はじめに」に述べたように、特定技能という在留資格は本年（2019年）に新たに導入された制度である。その目的は外国人労働者の労働力の確保にある。従来、外国人がわが国で就労する資格としては、本来、高度専門職および教授、法律・会計業務、技術・人文知識・国際業務、介護などについて高い技倆・特別の技能をもつ業種に限られていた（改正前の「入管法」別表第1の2）。しかし、技能実習制度が実習として就労が可能であることから後述のような問題を生ずるようになり、他方、「人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図る」（「入管法」2条の2）必要から、新たに特定技能の制度が新設された。特定技能制度の対象となる特定産業分野はつぎの14分野とされている。すなわち、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業および外食産業である²⁴⁾。

特定技能は専門的・技術的分野について就労が認められる在留資格とされ、1号と2号とがある（「入管法」別表第1の2）。特定技能1号は上述14分野の「特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」²⁵⁾とされており、特定技能2号はそれら「特定産業分野の属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」（同）とされている。もっとも、これらの二類型の特定技能のうち特定技能2号は、法別表第1の2の高度専門職の下欄二に「二…若しくは特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動…」とあるように、特定技能2号は、いわば、従来からある高度専門職等の枠を実質的に拡張したものといえる。これに対して、特定技能1号は、まさに、今回の改正によって新たに設けられた制度といえる。そして、こうした点から、特定技能1号は、外国人に対して、従来からある、技能実習制度と高度専門職とのあいだを埋める就労資格を創設した制度といえる。そこで、以下ではとくに特定技能1号にもとづく就労者の立場を中心に、特定技能制度の概要を述べることにする。

特定技能1号が、対象として予定していると思われる外国人は、おおむねつぎの三類型に分けることができる。外国にいる外国人、国内にいる外国人としての技能実習生および留学生である。外国人の特定技能1号の在留資格の許可申請の要件として、原則として技能試験および日本語試験を受験し、一定の水準に達していることが求められている（外国にいる外国人や留学生が特定技能1号在留資格を取得する場合など）。例外として、技能実習生の場合は、上述したように、技能実習2号を「良好に修了した者」については、技能試験および日本語試験が免除される。なお、わが国にすでに在留している技能実習生および留学生等が特定技能1号の在留資格を取得する場合には、在留資格変更許可申請をすることになる。

特定技能1号の在留資格による在留期間は「通算」して5年間が上限とされ、5年を経過後の更新は認められていない（法2条の2第3項）。また、この在留資格による家族の帯同・滞在は本来的に認められていない（法別表第1の4）。これに対して、特定技能2号では更新は要するものの特定技能1号とは異なり、とくに通算の上限は設けられていない。また、家族の帯同・滞在についても許可を受けることで可能とされている（法別表第1の4）。このように特定技能1号に比べ特定技能2号は安定した就業環境を得られるわけだが、現行制度のうえで、特定技能1号から特定技能2号への在留資格変更を予定されているものは、

上述した14分野のうち建設および造船・船用工業の2分野に限られている。また、特定技能1号から特定技能2号への在留資格変更ではないが、特定技能1号の在留資格のうち、たとえば「介護」についていえば、これまでの在留資格の「介護」へ在留資格を変更することは可能である。しかし、特定技能2号では「特定産業分野に属する熟練した技能」が求められており、いわゆる職長クラスの技能が求められているとされているし、また、従来の「介護」として在留資格を得るためには、介護福祉士であることが要求されている（法別表第3）。

特定技能1号の在留資格で在留する外国人は、2019年9月末現在、219人²⁶⁾で、同年12月13日の時点で1,732人²⁷⁾である。また、申請中の人数も約3,700人とどまる²⁸⁾とされている。これは当初、国が見込んでいたとされる「初年度に最大約4万7千人と試算」²⁹⁾としていた数値の3.6%にすぎず、これを大きく下回る値である。したがって、現状のまま推移すると、今後5年間で最大34万5,150人という受け入れ見込み数³⁰⁾も「机上の空論」になりそうな状況に思われる。このように総数がわずかな現状では、信頼に足る地域などの偏差や傾向を述べることは困難である。調査研究に訪れた各地の入国在留管理局における聞き取り調査でも、同様の認識をしているとのことだ。そして特定技能1号在留外国人数の多い五道府県の、岐阜県29人、愛知県24人、大阪府23人、兵庫県20人、北海道18人で、特定技能1号在留外国人全体のおよそ半数を占めている³¹⁾。他方、特定技能1号在留外国人のいない県も21県ある³²⁾。就労分野について従事する外国人の数をみると、飲食料品製造業全般にわたる業務に従事する飲食料品製造業（49人）、鋳造・工場板金・電子機器組立てなどに従事する産業機械製造業（43人）、鋳造・金属プレス加工などに従事する素形材産業（42人）、栽培管理・使用管理など耕種農業および畜産農業全般に従事する農業（31人）などで、およそ特定技能1号在留外国人が従事する業種全体の約75%である。なお、千葉県については、2019年9月末現在の特定技能1号在留外国人数は、統計上4人とされている³³⁾。同年11月の労働局における聞き取り調査では、3人が技能実習からの特定技能1号へ切り替えが認められたということである。

このように、特定技能1号における現実の人数が当初の見込みの人数とのあいだで大きな開きがある原因としては、特定技能1号の産業分野が介護など14分野であるのに対して、技能実習の職種が上述のように81種に及ぶことや、特定技能の在留資格の申請要件として技能試験等に合格する必要があることもあげることができる。また、聞き取り調査などを通じ、より本質的な理由はつぎのような点にあると思われる。特定技能の在留資格は2018年12月の入管法改正により創設され、翌2019年4月に施行された。つまり、事前の準備がどの程度なされたかについては不明なのだが、国の当初の試算による新たに最大約4万7,000人の外国人労働者を受け入れようとする制度について、制度が法的に具体化された制定からその制度運用が始まる施行まで、わずか4カ月の期間しかなかったということである。また、2018年に在留資格を得た新規の入国者数は2,509万2,020人だが、旅行など短期滞在者を除いてみても47万4,996人（公用や定住者を含む）である³⁴⁾。特定技能1号在留外国人数の2019年見込みである最大約4万7,000人という数値は、その1割に及ぶ。これに対して入管組織の整備状況を見ると、たとえば、入管職員の総数を例にとると、2018年度は4,614人、2019年度は4,870人で256人（2018年度比で5.5%）の増加にとどまっている。特定技能の在留資格で入国する者の見込み数からみると、人的な準備ひとつとっても十分とは

いえないように思われる。出入国在留管理局における聞き取り調査においても本庁はともかく、地方の出入国在留管理局レベルでは昨年（2018年）急に決定し、今年から運用しなければならなくなったと認識しているようである。こうした「急ごしらえ」³⁵⁾の制度であることが、特定技能1号在留外国人数が見込み数より少ないという原因の出発点となっているように思われる。そのことから、聞き取り調査より知りえたところでは、①当事者の不慣れ、②申請必要書類の多さ、③母国における制度の準備不足、④慎重な審査、⑤受け入れ先の様子見など、特定技能1号在留外国人が、国の当初見込みよりも著しく少ないさまざまな原因をもたらしているようである。これらの点についてつぎにより詳しく述べておく。まず、①の当事者が不慣れであるという点については、不慣れから制度が始まって間もないために、特定技能1号のための申請のために提出された書類に不備が少なくないという申請者側の問題がある。他方、出入国在留管理局側も上述のような事情などもあり、申請数に対して、たとえば審査が類型化できていない（結果的に審査に時間がかかる）ということなどから、処理能力が追いついていないということがあるようだ。②の申請書類に関しては、具体的な量や内容について知ることができなかったものの、技能実習生の申請書類に比べて、特定技能1号の在留申請書類はかなり多量であるとのことである。その結果として書類の不備や審査時間の長期化が生ずることになる。③の母国における準備不足については、制度が創設され運用されて間もないということもあり、母国における送り出しの仕組みの混乱や試験制度が未整備の状態にあるということである。試験制度について具体的にいうと、母国にいる外国人は、技能実習2号を良好に修了して帰国した外国人を除いて、特定技能1号の在留資格申請の前提として母国において技能試験と日本語試験に合格する必要がある。しかし、2019年10月31日現在、外国で技能試験が行われている分野は14分野のうち介護、宿泊など4分野にとどまり、実施国もフィリピンなど6カ国のみである。したがって、外国にいる外国人が特定技能1号の在留資格を申請する仕組み自体がまだ整っていないということである。④の慎重な審査については、慎重な審査ということは当然求められるところだが、とりわけ、制度が始まったばかりのことでもあり、申請に対する許可が定型化しておらず、個別具体的に審査している（その結果審査に時間がかかることになる）ということである（なお、この点は①や②とも関連することである）。⑤受け入れ先の様子見というのは、受け入れ先となりうる企業では、経済活動を行う以上当然のことといえるが、その本来の趣旨はともかくとして、労働力としての技能実習生を受け入れる場合の費用対効果と、特定技能1号の労働者を受け入れる場合の費用対効果を見極めようとしているところがあり、その結果として特定技能1号在留外国人の受け入れ先や受け入れ人数が増加しない原因となっているということである。

今後、技能実習制度の運用経験の蓄積や外国における試験制度の整備などにより、特定技能1号在留外国人の増加も予想されるということだが、すでに述べたように、制度が運用されて間もない現在、しかも特定技能1号在留外国人数が少ない現状では、特定技能1号がこの国に与える影響、とりわけ研究の目的である特定技能1号の創設による、外国人犯罪とりわけ不法残留などの入管法関連の犯罪に対する影響については資料が少なく、現状では判断を保留しておくべきだといわざるをえない。

2 技能実習制度の課題と現状

技能実習制度をめぐる課題は、しばしばマスコミに取り上げられている。その原因として少なくないものが技能の習得という法の教育目的と、技能実習生の受け入れ先における労働力としての認識の乖離にある。他方、特定技能の成立の目的は「…人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野…」(法2条の4)とあり、また、「…人手不足への対処を目的として創設された在留資格『特定技能』の運用状況…」(出入国在留管理基本計画〔法務省〕)³⁶⁾とあるように、いわゆる人手不足を外国人労働者によって補おうとする点にある。つまり、外国人を労働力として受け入れることにある。

そして、特定技能1号では、技能実習2号から特定技能1号への在留資格の変更にあたって、上述したような例外的措置が予定されていることからみて、従来の技能実習生での弊害を解消する役割が期待されているようにも思う。技能実習制度は本来、わが国において技能を習得する、いわば教育を目的とした制度である。たしかに、その目的にかなった優良な実習先も少なくないとされる一方で、就労が認められる在留資格であるゆえに実習生をもっぱら労働力として扱う、本来の技能実習制度からは逸脱した実習先もあり、かつ、実習生は、教育の一環として実習(労働)を行っているという建前から、本来の意味での労働者でなく、従来、最低賃金などの労働者に与えられている保護が与えられないといった問題など、技能実習生の劣悪な実習環境などが、しばしばマスコミでも取り上げられてきた。この点について、より具体的に述べておく。

技能実習生の実習環境に関する具体的な数値のひとつとしてつぎのような統計をみることができる。2018年には「技能実習、5千職場で法令違反 過去最多、監督件数も」との見出しのもと「労働基準監督署などが昨年、外国人技能実習生が働く事業所のうち7,334カ所を監督・指導したところ、70.4%にあたる5,160カ所で違法残業などの法令違反があった。厚生労働省が8日、明らかにした。違法行為のうち悪質な19件は書類送検するなどした。」³⁷⁾とされている。もっとも、5,000カ所あまりの法令違反とはいっても、聞き取り調査からも知りえたところだが、その数値には記事にもあるように違法残業など比較的軽微な違反までも含まれるし、そのような技能実習の場合に限って生ずる法令違反までも含まれる。

もっとも、実際に、技能実習生が苛酷な状況におかれている実態が存在することもたしかである³⁸⁾。たとえば、2019年には技能実習生に対する賃金不払いにつき「技能実習生らに賃金不払い疑い、違法残業も 企業など書類送検」という見出しのもと、つぎのような事件が報じられている。

舞鶴労働基準監督署が最低賃金法違反(賃金不払い)などの疑いで、京都府舞鶴市の縫製会社(破産)と同社の男性取締役および同市の縫製業(破産)を京都地方検察庁舞鶴支部に書類送検したというものである。「書類送検容疑は、K縫製会社の従業員4人に、1～3月の賃金計約135万円を期日に支払わなかった疑い。また、A縫製会社の外国人技能実習生5人を含む従業員6人に、1～3月の賃金約255万円と時間外労働の割増賃金約251万円を支払わず、外国人技能実習生10人を含む従業員11人に昨年12月21日～今年3月20日に違法な時間外労働をさせた疑い。…」³⁹⁾とされている。

また、低賃金のみならず、実習それ自体についても、2018年には「〈原発事故除染〉低

賃金の実態訴え ベトナム人技能実習生『制度の見直しを』との見出しのもと、つぎのような事例が報じられている。

福島第1原子力発電所事故に伴う除染作業に従事させられた経験のある実習生の事例である。難民の支援などに取り組むキリスト教系難民移住移動者委員会（東京）が主催し、福島県郡山市の教会で開催された技能実習制度の実態を紹介するセミナーにおいて「ベトナム人実習生は30代の男性で、2015年に来日。鉄筋施工などに従事すると聞いていたが、実際は仕事の半分が除染作業だった。除染という説明もなく、当時は何の作業をしているのかさえ分からないまま、1年以上も従事。賃金は通常より大幅に安かったという。…」⁴⁰⁾とされている。

こうした状況が、不法就労や不法滞在を生み出すことになるであろうということは想像に難くない。その背景には、しばしば述べてきたように、技能実習生は教育（技能習得）の対象であるという建前と実習先の実習生は労働力とみるホンネとの齟齬にある。

2016年の「技能実習法」は、そうした齟齬を解消しようとするものといえる。つまり、技能実習の実態ないしホンネを踏まえ、技能実習生に対し労働者として、最低賃金の保障などの保護をあたえているという点で、技能実習の実態に見合った対応として評価しえよう。こうした法整備の状況に対応し、ハローワークでは、技能実習生の受け入れ先事業所について、最低賃金の遵守はもとより、5人以上の労働者を雇う事業者は、労働保険への加入義務があることから実態を把握し、さらに労働保険への加入が任意である5人未満は事業者についても申告させ、把握しているとのことである。こうしたことから、技能実習生の労働者としての立場が保護されるようになったといえる。しかし、他方では技能実習生と特定技能1号在留の外国人労働者との垣根は低くなったようにも思える。

3 課題と提言

特定技能1号制度が実際には本格的に機能していない現状で将来を予測することはなかなか困難だが、聞き取り調査などによる特定技能制度・技能実習制度の現状から、いくつかの点を指摘しておきたいと思う。

(1) 将来的に特定技能1号在留外国人は見通しどおり増加するのか

実質的な労働力としてみている受け入れ先にとって、特定技能1号は魅力的かという問題があるように思う。特定技能1号で在留する外国人は、相当程度の知識または経験が必要とされ、さらに原則として技能試験および日本語試験が課せられる。その実態は今回の調査では詳らかにはできなかったものの、求められる技能水準や技能試験・日本語試験がなく入国在留できる技能実習生と比べると、特定技能1号の在留資格を取得することは技能実習の在留資格の取得に比べるとより「敷居が高いこと」は否めない。そのことは、受け入れ先にとっても、わが国で就労しようとする外国人にとっても、技能実習が特定技能1号よりも、わが国におけるより容易な就労手段であるということになる。したがって、技能実習制度が特定技能1号の脱法的労働力確保の手段として利用される恐れもあり、その結果、特定技能1号が本来の目的を果たすことはできなくなってしまうようにも思える。

実際に、2019年12月13日の時点で特定技能1号許可を得た者が1,732人⁴¹⁾であるのに対して、技能実習生は2019年6月末までの「半年で約3万9千人に増えた」⁴²⁾とされているが、この数値の開きは、制度に対する習熟や整備の差以上のことを示しているのではないだろう

うか。

(2) 特定技能1号が見込み通り増加した場合に予想される課題はなにか

法は、予定する通りの外国人労働者が特定技能1号在留資格でわが国に在留する場合についても、さらなる考察が必要であるようにも思う。特定技能1号の制度により外国人労働者を5年間だけ日本の労働市場に供給し、毎年帰国者とはほぼ同数の外国人労働者を供給するという循環を予定しているようである。なぜなら、通算5年（技能実習2号修了者は通算8年）のあいだわが国で就労する者は、母国へ一時帰国することはあっても、わが国で相当程度の生活基盤を形成していることが予想される。建前としては通算5年で帰国する（出国する）という条件を受け入れたうえで、入国・残留資格を取得しているわけだから、5年経過後に帰国すべきであることは当然といえる。しかし、その生活基盤が形成されているという事実を無視することは、必ずしも妥当ではないように思う。実際に、形成されてきた生活基盤からの離脱がさまざまな問題を引き起こす要因になることは、労働市場の流動化の名のもとに法整備がなされた派遣労働について生じた、いわゆる「派遣切り」などの諸問題からも、想像に難くない。より具体的にはつぎのような問題が生ずる懸念がある。

- ①わが国で生活基盤を形成した外国人に帰国を強いることは人道上問題を生じ、その外国人の母国からの非難はもとより、国際的な非難さえ浴びるおそれがあるように思う。
- ②特定技能1号の資格で在留する外国人が、母国へ帰国しない場合には必然的に不法残留者となる。つまり、法律自体が、不法残留者がさらに不法就労者を生み出すおそれがあるということである。このような懸念は入国在留管理の現場にもあるようだ。つまり、特定技能1号の創設が不法残留等の「入管法」関連の犯罪を減らすどころか、冒頭に述べた期待に反し、かえって増加させるという結果を招くおそれがあるということである。そして、不法残留者が6万6,498人いるとされる現状からみると、出入国在留管理の現場にさらなる過重な負担を課すことになると思う。こうしたことを考えると、入国・在留の際ばかりでなく、5年の就労ののち出国（帰国）の際ないし帰国後についても法が配慮し、そのような仕組みを構築することや、さらに通算5年で出国という仕組み自体の見直しも必要であるように思う。

また、出入国在留管理庁の現在の組織・体制、さらにこれまでの許可実績をも鑑みると、たとえ特定技能1号の在留資格の許可手続が経験の蓄積によってある種の定型化ができた場合でも、すでに述べたような政府の大きな数値見込みという目標達成はなかなか困難であるように思われる。他方、その数値達成の圧力から許可の現場では、特定技能1号についての拙速な審査ないしは「緩やかな」審査を行わざるをえなくなるのではないのかというおそれがある。その結果として、実際には特定技能制度が本来想定している程度の能力をもたない外国人労働者が、技能実習1号として入国するという可能性が生ずるのではないかということである。

(3) 技能実習制度の課題

労働基準法等の法令違反のなかで、たとえば違法残業は、聞き取り調査によれば、技能実習生自身が望む場合、すなわち受け入れ先と技能実習生の合意の上でなされる場合もあるとのことである。その背景には、技能実習生のなかには技能習得よりもむしろ経済的目的で技能実習生として在留する者が少なくないということにある。つまり、技能実習生の

なかに、技能習得目的（技能習得を目的とする技能実習生）とする者と実習による収入目的（賃金を目的とする技能実習生）の者が混在しているという現状があるということである。技能実習制度の目的からすれば、本来、技能実習生とは前者に限られるべきだが、特定技能1号の在留資格において、技能実習2号を良好に修了した者について、例外的に、技能および日本語試験を免除して特定技能1号申請資格をあたえている。技能実習制度とは、本来、日本で習得した技能を母国に持ち帰り母国の発展に寄与してもらうことを期待する制度のはずである。したがって、技能実習者をわが国の労働力（特定技能1号）として取り込むことを予定することは、技能実習の制度に対して法自体が矛盾した態度をとっているように思われる。その矛盾は置くとしても、聞くところによれば、たとえば建設業では技能実習を終えた外国人は、帰国して起業する機会が多いとのことから、技能実習2号を良好に修了した者が、法が期待するほど特定技能1号在留資格への変更を申請するのかもしれないと疑問に思われる。

（４） その他の課題

その他、予想される課題についても若干述べておくことにする。

たとえば、特定技能1号の14分野（資料1参照）の作業内容をみると、それら産業分野が「特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務」⁴³⁾といえる産業分野なのかという点にも疑問がある。たとえば、建設分野の従事する業務として内装仕上げ／表装とあるが、職業紹介誌の「未経験からチャレンジできる仕事」として「店舗や戸建てなどの各現場で内装工事（クロスや床の張り替え）をおねがいます…」⁴⁴⁾という募集広告をみることができるといえる。同様のことは、宿泊分野において従事する業務としての「…接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供」についてもいえるようである。このように、すべての分野・従事する業務ではないものの、「相当程度の知識または経験を必要とする」とは思えない分野にも、特定技能1号の在留資格の対象とされているように思われる。さらにいうならば、こうした産業分野が特定技能1号の分野として設定されていること自体、「人手不足」とされる産業分野で必要とされる労働力がその分野において「相当程度の知識または経験を必要とする技能」を有する労働力なのかも疑問である。

次に、特定技能1号では、家族の同伴を認めないことについても問題があるように思う。帰国の機会があるにしても、通算5年にわたり家族と離れての生活は問題のように思う。それは単なる人道上の問題というだけでなく、家族とともに生活することで就労する外国人の心身ともに安定を図ることができ、犯罪抑止の効果があると期待できるからである。移民先進国のドイツの例でみると移民の第一世代の犯罪率は比較的低いとされている。すなわち「もし私たちが、外国人が定住している在留国においてその外国人が関与した犯罪に対して提議するならば、私たちはよく知られた結果を見出します。第一世代は、年齢、性別および、とりわけ犯罪に対する傾向の社会的状況により、犯罪記録に見出されることは、ほとんどありません」⁴⁵⁾とされている。もっとも、反面、家族同伴となるとよりわが国に定住しようとする傾向が強まる可能性があり、そのことは通算5年で出国という技能実習1号の制度にとっては、むしろ弊害となるおそれもある。

むすびにかえて

今回の改正で創設された特定技能1号は、資格取得のための試験実施の問題、在留資格

のなかの特定技能と技能実習の違いの問題、受け入れ体制の問題、不法残留者の減少の問題、違法な資格外就労の問題など諸々をなお挙げることができる。しかしながら未だその制度の助走段階といってよさそうな現状を鑑みると、そのゆくえについては「予想」の域をでない。先述してきたように、わが国の中小企業の人手不足は深刻で、なかには外国人の労働力なしには立ちゆかない企業もあると聞く。しかし、外国人を単なる労働力としてみるだけでは、そうした人手不足問題やそれに付随する問題は、解決されることはない。いうまでもなく外国人の身になった受け入れ体制が望まれるのである。急速に進む少子高齢化のなかで、労働力人口の減少を補ううえでも外国人の受け入れは避けられない。施行2年後に制度を見直すことになっているが、改善を講じる必要が待たれるところである。

(注)

- 1) 入国管理局「在留資格『特定技能』が創設されます」表紙
- 2) 『日本経済新聞』2019年9月13日、『朝日新聞』2019年12月17日朝刊
- 3) 出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」9頁
- 4) 入国管理局「出入国管理2018」(平成30年)41頁(以下、「入管白書」という)
- 5) 出入国在留管理庁「技能実習制度について」5頁
- 6) 出入国在留管理庁「技能実習制度について」5頁
- 7) 出入国在留管理庁「技能実習制度について」7頁
- 8) 出入国在留管理庁「技能実習制度について」7頁
- 9) 『朝日新聞』2019年12月17日朝刊
- 10) 「入管白書」23頁より集計
- 11) 『共同通信』2019年8月9日(金)7:46 インターネット配信
- 12) 出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」4頁
- 13) 宮城労働局『『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(平成30年10月末現在)』3頁
- 14) 宮城労働局『『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(平成30年10月末現在)』
- 15) 愛知労働局「愛知県の『外国人の雇用状況』の届出状況(平成29年10月末現在)」別表1
- 16) 愛知労働局「愛知県の『外国人の雇用状況』の届出状況(平成29年10月末現在)」参考2
- 17) 愛知労働局「愛知県の『外国人の雇用状況』の届出状況(平成29年10月末現在)」
- 18) 大阪労働局「大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)」表紙
- 19) 大阪労働局「大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)」
- 20) 福岡労働局「福岡労働管理局における『外国人雇用状況』の届出状況(平成30年10月末現在)」表紙
- 21) 福岡労働局「福岡労働管理局における『外国人雇用状況』の届出状況(平成30年10月末現在)」
- 22) 千葉労働局「外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)」別添1
- 23) 千葉労働局「外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)」
- 24) 詳細は出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」7-9頁以下を参照。
- 25) 「入管法」別表第1の2および出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」6頁
- 26) 出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」概要版
- 27) 『朝日新聞』2019年12月17日朝刊
- 28) 『朝日新聞』2019年12月17日朝刊
- 29) 『朝日新聞』2019年12月17日朝刊
- 30) 出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」9頁
- 31) 出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」概要版
- 32) 出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」概要版
- 33) 出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」概要版
- 34) 「入管白書」5頁
- 35) 『朝日新聞』2019年12月17日朝刊
- 36) 出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」5頁
- 37) 『共同通信』2019年8月9日 7:46 インターネット配信
- 38) 技能実習生を含む外国人労働者の問題を取り上げたものとしてNHK「NHKスペシャル 夢をつかみに来た

- けれど ルポ・外国人労働者 150 万人時代」(2019 年 7 月 13 日放送)
- 39) 『京都新聞』2019 年 12 月 26 日 19:00 インターネット配信
 - 40) 『河北新報』2018 年 11 月 19 日 9:46 インターネット配信
 - 41) 『朝日新聞』2019 年 12 月 17 日朝刊
 - 42) 『朝日新聞』2019 年 12 月 17 日朝刊
 - 43) 「入管法」別表第 1 の 2 および出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」6 頁
 - 44) リクルート『タウンワーク社員』10 頁 2020 年 1 月 6 日
 - 45) *Hans-Heiner Kühne*, *Culture Conflict and Crime in Europe*, 89, Hg. *Joshua D. Freilich, Graeme Newman, S. Giora Shoham and Moshe Addad*, 2002

資料 1-1 特定技能1号の分野と業務(分野別運用方針について〔14分野〕)

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項
		受入れ見込数* (5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は日本語能力試験N4以上(上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は日本語能力試験N4以上	・建築物内部の清掃 〔1試験区分〕
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は日本語能力試験N4以上	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム ・陽極酸化処理 ・溶接 ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 〔13試験区分〕
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)		・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・工業包装 ・溶接 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 〔18試験区分〕
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)		・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 〔13試験区分〕
国交省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験(仮)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は日本語能力試験N4以上	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ/表装 〔11試験区分〕
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は日本語能力試験N4以上	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て 〔6試験区分〕
	自動車整備	7,000人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は日本語能力試験N4以上	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 〔1試験区分〕
	航空	2,200人	特定技能評価試験(空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は日本語能力試験N4以上	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2試験区分〕

3 その他重要事項	
雇用形態	受入れ機関に対して特に課す条件
直接	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
直接	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
直接	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと
直接	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと
直接	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと
直接	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること

資料 1-2 特定技能1号の分野と業務(分野別運用方針について〔14分野〕)

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項
		受入れ見込数* (5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務
国交省	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金 日本語基礎テスト、又は日本語能力試験 N4以上	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供直接 〔1試験区分〕
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験	国際交流基金 日本語基礎テスト、又は日本語能力試験 N4以上	・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等） 〔2試験区分〕
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験（漁業又は養殖業）(仮)	国際交流基金 日本語基礎テスト、又は日本語能力試験 N4以上	・漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等） 〔2試験区分〕
	飲食品製造	34,000人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金 日本語基礎テスト、又は日本語能力試験 N4以上	・飲食品製造業全般（飲食品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 〔1試験区分〕
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金 日本語基礎テスト、又は日本語能力試験 N4以上	・外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理） 〔1試験区分〕

(注) 14分野の受入れ見込数（5年間の最大値）の合計：345,150人。

(出所) 法務省ホームページ。

3 その他重要事項	
雇用形態	受入れ機関に対して特に課す条件
直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと
直接派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力をを行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
直接派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
直接	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと
直接	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと